



## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 本公司は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式もしくは持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することおよびこれに関連する業務を行なうことを目的とする。</p> <p>1.～4. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>5.～25. (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 本公司は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式もしくは持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することおよびこれに関連する業務を行なうことを目的とする。</p> <p>1.～4. (現行どおり)</p> <p>5. <u>各種次亜塩素酸水生成装置をはじめとする機械装置一式および生成水・薬液の販売</u></p> <p>6.～26. (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 本公司は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 : 2022年6月29日(予定)

定款変更の効力発生日 : 2022年6月29日(予定)

以上